慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達(II)
Sub Title	Arbeitskräfterekrutierung in den besetzten Ostgebieten Deutschlands während des Zweiten Weltkrieges (II)
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.85, No.3 (1992. 10) ,p.490(138)- 504(152)
JaLC DOI	10.14991/001.19921001-0138
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19921001-0138

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」85巻3号（1992年10月）

第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達（II）

矢野　久

I　はじめに
II　統計的分析
III　東部占領地域の統治機構
IV　スターリングラード陥落まで
（以上，『三田学会雑誌』第85巻2号）
V　1943年の労働力調達政策の転換
VI　1943年の労働力徴集の実態
（以上，本号）

V　1943年の労働力調達政策の転換

1943年1月末から2月初めにかけての，スターリングラードでのドイツ軍（第六軍）の敗北は，独ソ戦における一大転機となった。それはまた，労働力調達という点でも転機となるものであった。というのは，ソ連市民労働者への労働力需要が増加の一途をたどったのに対し，戦況が，それに相応する労働力供給を困難にしたからである。本章では，スターリングラード陥落以降の東部占領地域での労働力調達政策に焦点をあて，ナチス・ドイツがどのように労働力を調達しようとしたかを明らかにする。

ライヒ戦争経済にソ連市民労働者を労働力動員しようとする要求が高まり，かつ，東部占領地域での労働力需要が高まっていくなかで，東部占領地域での労働力をめぐる争奪は激化していた。とりわけ，スターリングラード攻防戦をさかいに，東部占領地域での労働力調達はさらに困難となった。こうした状況に直面して，ナチス国家指導部は，これまでのような労働力調達方法ではこの状況を克服することは不可能である，と認識するようになり，1943年2月6日，「新たに占領された東部占領地域の作戦地域での労働義務・労働配置令」を導入するにいたった。そのねらいは，ドイツ本国ではなく，作戦地域の軍事的・経済的需要を充足することにあった。具体的には，14歳から65歳までの作戦地域住民が，労働を義務づけられることになった(1)。これによって，東部占領地域の

注（1）Verordnung über Arbeitspflicht und Arbeitseinsatz im Operationsgebiet der neu besetzten Ostgebiete vom 6.2.1943, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 481.

作戦地域での労働配置の統一的把握とコントロールが可能となったが，この命令は，第一義的には，ライヒへの労働力調達をめざすものではなく，あくまで，作戦地域の労働力需要を充足するための手段であった。

しかし，軍部は，この占領地域での労働義務制の導入だけで満足していたわけではなかった。というのは，南方軍集団司令部は1943年初春，ソ連市民労働者のライヒへの徴集を禁止しようとしたからである。それに対し，ライヒでの緊迫した労働力不足状況を考慮して，南方経済監督局は軍部のこの禁止意図に疑念を表明した。この例は，軍部がその管轄地域からライヒへ向けて労働力を調達することを禁止しようとしたほど，東部占領地域での労働力需要が高かったことを示している。(2)

しかし，このように，占領地域の労働力需要を重視することは，当時の戦況と労働力不足状況下では，ライヒへの労働力調達要求との対立をさらに激化させるものであった。だが，状況はさらに深刻であった。というのは，ドイツ・ライヒの労働力需要に関して，すでに1943年2月16日の中央計画委員会で，3月末までに，全体で40万名，そのうちソ連市民労働者については20万名をライヒに連行することが計画されていたからであり，(3) さらに，1943年3月10日に開催されたロフノでの東部占領地域担当者会議では，東部経済参謀部の労働担当 Peuckert が，4ヶ月以内に100万名を東部占領地域からライヒに移送する計画を公表したからである。具体的には，3月15日以降，一日平均5,000名，地域別にみると，ウクライナ・ライヒ全権委員府から3,000名，南方経済監督局から1,000名，中央経済監督局から500名，白ロシアから500名の計5,000名，4月1日以降は，一日平均10,000名をライヒに移送するという計画であった。(4)

Peuckert は，この計画を実現するために，労働力調達政策の強化を主張した。彼の強化策は主として二点に絞られる。第一は，先述の2月6日の労働義務・配置令に関するものである。この労働義務・配置令は，第一義的には東部占領地域での労働力需要に対応するものであったが，そのなかには，労働を義務づけうる地域は作戦地域に限られるわけではないという条項が含まれていた。Peuckert は，この条項を適用することを要求したのである。第二は，ウクライナ・ライヒ全権委員府での年齢別労働力徴集ならびにそのための警察力の行使である。(5)

この Peuckert の要請に対し，南方軍集団司令部は，逆に，作戦地域でのライヒへの労働力徴集を禁止することを再度提案した。その理由として，当地の部隊の労働力需要ならびに当地の軍需工業と農業の労働力需要が充足されなくなること，東部要塞 (Ostwall) 建設のために労働力が必要と

注（2） Stellungnahme Chefs der Wirtschaftsinspektion Süd (Hans Nagel) vom 8. 3. 1943, Dok. 162, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 397.

（3） Homze, S. 145.

（4） Aktenvermerk über die am 10. 3. 1943 stattgefundene Besprechung mit KV-Chef Staatsrat Peuckert in Rowno, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 486f.

（5） Aktenvermerk über die am 10. 3. 1943 stattgefundene Besprechung mit KV-Chef Staatsrat Peuckert in Rowno, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 486f.

なることをあげている[6]。これは，作戦地域管轄の軍部が，ライヒでの労働動員のための作戦地域での労働力調達を拒否していたことを意味している。

それに対し，労働配置総監 Sauckel は，3月10日の Hitler 宛の手紙で，東部占領地域の軍最高指揮官たちが強制的労働力徴集を拒否している点を批判した[7]。地域によっては，労働力の強制的徴集に反対し，志願制による労働力調達に固執するところもあったが，議論の末，最終的には1943年3月11日，Sauckel は Hitler の支持を獲得した。それによって，ドイツ・ライヒへの労働力調達が優先されることになった。先述の3月10日の会議で説明された原案通りに，東部占領地域から四ヶ月以内に約100万名をドイツに労働動員する指示が出された[8]。1943年3月17日，Sauckel は東部占領地域担当大臣 Rosenberg 宛の手紙で，東部占領地域から四ヶ月以内に約100万名のソ連市民労働者をドイツに連行するよう要請した[9]。こうして，1943年3月はじめに，東部占領地域自身の労働力需要に対し，ライヒへの労働力調達を優先することが決定された。

こうした転換に伴ない，東部占領地域で直接労働力徴集にたずさわっていた組織でも，ライヒへの労働力調達に重点がおかれることになった。SS 保安部ウクライナ地区特別行動部隊は，1943年3月19日，保安警察上の措置に対しライヒへの労働力調達を優先させるよう，保安部の担当部隊に命じた。それは，ウクライナから100万名の労働者をライヒの軍需産業に調達するためであった。ライヒでの労働動員のために労働力を調達することが至上命令となったのである。「もっとも重要なことは労働者創出である。ライヒに連行する人の検査はおこなわない[10]。」Hitler も1943年5月，政治的に寛大な方針をとれば，労働力をドイツ・ライヒに送り込む可能性はなくなるだろうと，強制的徴集方法に反対していた Rosenberg を批判した[11]。

ライヒへの労働力調達の優先により，調達方法もまた，変更を余儀なくされた。市町村ごとに労働力調達数を割り当て，調達の責任を市町村に負わせるという「地域分担原則」は，1943年4月に破棄された。それに代わって，ライヒでの労働動員のために，一定の年齢層を一括して調達する「年齢別原則」が導入されることになった。バルト地域では，すでに1943年2月に，年齢別の強制徴集に移行していたが，その時点では，占領地域での労働動員ないし国防軍・SS の当地での労働力需要の充足が，年齢別徴集の目的とされていた[12]。1943年4月10日，第6軍司令部はライヒでの労働配置を目的として，まず手始めに，1924・25年生まれの全ての女性を徴集することを指令した[13]。

注（6） Aktenvermerk über die am 10.3.1943 stattgefundene Besprechung mit KV-Chef Staatsrat Peuckert in Rowno, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 488.

（7） Brief Sauckels an Hitler vom 10.3.1943, Dok. 407 (II)-PS, *IMG*, Bd. 26, S. 2ff.

（8） Befehl vom Wirtschaftsstab Ost vom 11.3.1943, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 490f.

（9） Brief Sauckels an Rosenberg vom 17.3.1943, Dok. 019-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 79ff.

(10) Befehl des Sonderkommandos 4a vom 19.3.1943, Dok. 3012-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 493ff.

(11) *DZW*, Bd. 3, S. 345.

(12) Czollek, S. 165.

(13) Anweisung des Oberkommandos der 6. Armee vom 10.4.1943, Dok. 126, in : *Okkupation*, S. 308f. ただ，軍の緊急の労働力需要と重なった場合には，軍の需要が優先されるものとされた。

こうして，労働力調達の方式は，年齢別強制徴集へと転換することになった。これ以降，対象範囲は拡大していく。1943年4月20日には，陸軍最高司令部は，新たに占領した地域で，1922年から1925年生まれの全ての男性をライヒあるいは軍集団戦区での労働配置のために徴集すること，1897年から1921年生まれの全ての男性の検査をおこない，労働可能な場合にはライヒあるいは軍集団戦区での労働配置のために連行することを指令した。労働能力をもつ女性も当地での作業，場合によってはライヒでの労働のために徴集することが可能となった。(14)

オストラント・ライヒ全権委員府統轄のバルト地域からの労働力調達については，1943年4月21日に Sauckel がラトヴィアのリガを訪問した折に，1919年から24年生まれ（女性の場合1920年～25年）の183,000名の労働者を，四ヶ月以内にライヒへ移送することが決められた。(15) 具体的には表6のように計画された。これは12歳から18歳の青少年の徴集をも含むものであった。(16)

表6　オストラント・ライヒ全権委員府におけるライヒへの労働力調達計画（1943年4月）

白ロシア	30,000名（青年）
	100,000名（10歳以上の労働能力ある者）
リトアニア	15,000名（1920年～25年生まれの女性労働者）
	15,000名（1919年～24年生まれの男性労働者）
	10,000名（10歳以上の労働能力ある者）
ラトヴィア	10,000名（1920年～25年生まれの女性労働者）
エストニア	3,000名（1920年～25年生まれの女性労働者）
計	183,000名

（出典：Schreiben des Reichskommissars für das Ostland an den Generalkommissar in Riga vom 3.5.1943, Dok. 2280-PS, *IMG*, Bd. 30, S. 102ff.）

実際の労働力徴集には，SSと警察の関与が大きかった。たとえばラトヴィアの例が示すように，警察が1918年から25年生まれの女性全員のリストを作成し，ラトヴィアSS・警察長名での召集状が労働局によって出されることになった。このように，労働力徴集ではSSと警察が重要な役割を演じたのである。(17)

バルト地域以外の東部占領地域については，1943年6月24日，ライヒでの労働配置のために，中央軍集団担当地域での1925年生まれの全ての男女の徴集が指令されることとなった。(18) また，南方軍集団担当地域では，ソ連での新たな占領地域が生まれるたびに，その地域の住民を徴集するために「労働者徴集部隊」（Arbeitererfassungskommando）が設置されることになった。7月8日，この「労

注 (14) Durchführungsbestimmungen für den Erfassungs-und Beutestab OKH vom 20.4.1943, Dok. 127, in: *Okkupation*, S. 309f.

(15) Schreiben des Reichskommissars für das Ostland an den Generalkommissar in Riga vom 3.5.1943, Dok. 2280-PS, *IMG*, Bd. 30, S. 102ff.

(16) Schreiben Sauckels vom 23.5.1943, Dok. 2280-PS, *IMG*, Bd. 30, S. 107ff.

(17) Schreiben des Generalkommissars in Riga an den SS und Polizeiführer Lettland vom 12.5.1943, Dok. 2280-PS, *IMG*, Bd. 30, S. 104f.

(18) Befehl des Oberkommandos der 2. Armee vom 24.6.1943, Dok. 129, in: *Okkupation*, S. 315.

働者徴集部隊」は，1922年から25年生まれの兵役能力ある男性を即時に徴集し，1897年から1921年生まれの男性に兵役検査を受けさせることができた。さらに，女性も当地での需要ならびにドイツ・ライヒでの労働配置を目的として，徴集できることとなった[19]。さらに1943年8月には，Sauckelは，強制徴集の年齢を1926年，1927年生まれ，つまり17歳，16歳まで引き下げ，かつ9月30日までに実施するよう指令した。また，チェルニーゴフ地区では年齢制限をせずにライヒでの労働動員のために強制徴集することも決められた[20]。

このように，1943年には，労働力調達は，年齢別原理への転換と徴集対象の拡大による強制的労働力徴集へと展開したが，この過程は，占領地域の労働力需要の優位からライヒでの労働配置への優位へと労働力需要の優先順位が転換されるなかで実施されていったのである。

さて，前章で述べたように，パルチザン活動はすでに1942年に労働力徴集阻害要因の一つとみなされていた。ライヒへの労働力徴集を優先的に位置づける政策への1943年春の方向転換は，パルチザン掃討作戦にも影響を及ぼすことになった。そこで，以下では，パルチザン掃討作戦がこの方向転換以降，どのように変化したかをみることにしよう。

すでに1942年10月の時点で，Göringは，中央軍集団支配下のパルチザン掃討作戦において，「何らかの形で労働配置の考慮の対象になるすべての男女労働力を強制的に徴集し，後方の安全な地域や故郷で利用するために労働配置総監に引き渡すこと」を考慮するよう要請していた[21]。しかし1943年1月の時点でも，相変わらず絶滅作戦がパルチザン掃討作戦の中心であった。たとえば，第9軍司令官は，パルチザン部隊を「集中攻撃で絶滅させる」作戦＝「星流」作戦（"Sternlauf"）を命令していた[22]。

しかし，1943年2月に入ると，パルチザン掃討作戦の内容的変更は具体化の方向に向かった。パルチザン制圧のための緊急行動に関連して，1943年2月5日，Sauckelは，住民をSS管轄下の「強制収容所」に移送するのではなく，ライヒで労働動員するようSSのHimmlerなどに要請した。それに対しHimmlerは，パルチザンの疑いのある者を「自由な」労働に配置投入することは保安上できない，という理由でこれを拒否したとはいえ，ウクライナでは，SS・警察指導部は，ライヒへの住民の強制連行を目的としてパルチザン制圧作戦を命じており，Himmlerの立場はもはや首尾一貫性を欠くにいたった[23]。

そしてついに1943年3月8日，国防軍最高司令部は，パルチザン戦でのパルチザンの扱いを変更

注 (19) Richtlinien des Erfassungs-und Beutestabes OKH, Nebenstelle Heeresgruppe Süd vom 8.7.1943, Dok., in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 445ff.

(20) Aus einem Zirkular der Wirtschaftsinspektion Süd (Rußland) vom 17.8.1943, Dok. 3010-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 478ff.

(21) Richtlinien von Göring vom 26.10.1942, Dok. 1742-PS, *IMG*, Bd. 28, S. 1f.

(22) Befehl des Oberbefehlshabers der 9. Armee vom 13.1.1943, Dok. 151, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 378ff.

(23) Pfahlmann, S. 60.

することを決定した。作戦地域・ライヒ全権委員府・ポーランド総監府でのパルチザン戦でパルチザンを逮捕した場合，16歳から55歳までの男性は全員戦時捕虜とし，戦時捕虜収容所に収容すること，そしてまた，この収容所からライヒでの労働動員のため連行することを命じた。(24)

さらに，1943年7月7日，Hitlerは，鉄鋼の増産のために採炭確保とそのための労働力を戦時捕虜から補給することを命令した。同時にHitlerは，新たに30万名を炭鉱に労働動員するための措置を早急に講ずることを要求した。この措置は，具体的には次の三つの方策から構成されていた。

第一は，すでに捕虜状態となっているソ連人戦時捕虜のなかから，20万名を1943年9月1日までに炭鉱に配置することであり，そのために労働配置総監が国防軍最高司令部と協力するものとされた。

第二は，新たにソ連人兵士が戦時捕虜になった場合には，「他のすべての需要に対して，さしあたり，炭鉱の需要を最優先する」というものであった。具体的には，1943年7月5日以降，東部占領地域で捕虜となった戦時捕虜を戦時捕虜収容所に移送し，そこから，労働配置総監が彼らを炭鉱に労働配置するものとされた。ただし，この戦時捕虜のうち，実際にだれを炭鉱に労働配置するかという選択権は石炭連盟にあるものとした。

第三の方策が，パルチザン掃討作戦にかかわる問題である。パルチザン戦で捕らえられた16歳から55歳までの男性を戦時捕虜とみなし，彼らを戦時捕虜収容所に収容し，そこから，ライヒでの労働動員のために移送することとした。(25)

つまり，1943年夏には，再度，軍需という特定目的のためにライヒでの労働力調達を優先させる措置が講じられ，そのなかに，パルチザン掃討作戦も位置づけられたのである。

これに対応して，SSも，1943年7月10日，パルチザン掃討作戦との関連で住民をもはやSS管轄下におかず，労働配置総監の管轄下におくことを認めるにいたった。すなわち，Himmlerは，北ウクライナ地区とロシア一中央地区のうち，パルチザンに制圧されている地域の住民を疎開させ，労働能力ある男性全員を「労働配置帝国委員」に戦時捕虜の条件のもとで引き渡し，また，女性はライヒでの労働のために「労働配置帝国委員」に引き渡すことを指令した。(26) さらに，翌8月にはHimmlerは，パルチザン戦で捕えられた女性も，労働能力があれば労働配置総監に引き渡してライヒで労働動員することを命じた。(27)

こうして，SSも労働力調達政策での方向転換を余儀なくされた。1943年8月25日に，オストラント地区上級SS・警察長官は，いわゆる「夏期旅行」作戦を命じた。これは，ラトヴィアーロシア境界付近でのパルチザン活動およびパルチザンがこの境界付近の住民からの支持を一層広げている事実に直面して，これらの管区から「政治的に信頼のおけない分子の除去」を命ずる作戦である。

注 (24) Czollek, S. 170f.

(25) Geheimes Schreiben Keitels an die Oberbefehlshaber von Herr, Luftwaffe und Kriegsmarine und andere höchste und hohe Reichsstellen vom 8. 7. 1943, Dok. 744-PS, *IMG*, Bd. 26, S. 285.

(26) Weisung Himmlers vom 10. 7. 1943, Dok. 188, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 447.

(27) Befehl Himmlers vom 5. 8. 1943, Dok. 744-PS, *IMG*, Bd. 26, S. 286f.

デューネブルグ，ロジッテン，ルートゼン，アブレーネン管区で計4,000名を逮捕し，彼らを「労働配置のため」に連行しようとするものである。この作戦は，SSが責任をもっておこなうこととされていたが，重要なことは，この作戦で，政治的な不穏分子の除去と労働配置とが結びつけられたということである。(28)

さらに，1943年9月1日には，パルチザン戦担当のロシア—中央地区SS上級指導者，v. d. Bach-Zelewski はSS上級指導者に対し，「ドイツの軍需・食糧経済のために必要な労働力を確保すること」が重要であり，「この目的を達成するために，パルチザン制圧行動も，これまで以上にライヒのための労働力獲得に役だたなければならない」として，パルチザン戦において次のような命令を下した。まず第一に，できるだけ数多くの人々を捕虜とすること，つまり，見つけ次第射殺するのではなく，殺さずに捕虜とするということである。第二は，パルチザンの制圧地域を戦闘区域とし，住民を疎開させ，16歳から55歳の労働能力ある全ての男性を戦時捕虜として扱い，即刻ライヒに移送すること，また，労働能力ある女性全員と16歳以下と55歳以上の労働能力ある男性を労働配置総監の管轄下にある仮収容所に引き渡し，そこから，場合によってはライヒへ移送することである。(29)

このように，1943年春以降，パルチザン掃討作戦においてさえ，ライヒでの労働動員のための労働力調達が優位を占めるようになった。パルチザン掃討作戦において注目すべき点として，パルチザンの制圧地域住民を疎開対象としたということがある。これは，東部占領地域での撤退地域住民の疎開と関連する問題である。そこで，次に，撤退時の労働力政策をみることにしよう。

1942年から43年にかけての冬に，ドイツ軍がカフカスとドン地方から撤退を余儀なくされた時点では，撤退地域住民の大量疎開に対する準備はできていなかった。この時には，ドイツの役所や企業に就業する労働者だけが疎開の対象となったにすぎない。しかも，実際に届出たのはその三分の一にとどまった。さらに重要なことは，実際に西方へ疎開したのはそのうちの10%にすぎないということである。それにもかかわらず，この地域から，この時期に10万名が疎開し，さらに5万名がソ連に対する不安から疎開を始めた。(30)

前述したように(31)，東部占領地域での撤退時の基本方針は，撤退地域住民をライヒでの労働動員のために連行することにおかれてはいなかった。しかし，1943年春に労働力調達政策が方向転換していくなかで，撤退時の地域住民に対する政策も変化していくことになった。

1943年2月14日の「総統命令 Nr. 4」で，撤退時の政策が確定されることになった。ソ連軍ない

注 (28) Einsatsbefehl des Kommandeurs der Sicherheitspolizei und des SD Lettland (Rudolf Erwin Lange) vom 20. 8. 1943, Dok. 196, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 456ff.

(29) Befehl von SS-Obergruppenführer und General der Polizei, Erich v. d. Bach-Zelewski, Chef der Bandenkampfverbände, an die Höheren SS-und Polizeiführer vom 1. 9. 1943, Dok. 201, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 470ff.

(30) *Wirtschaftspolitik*, S. 326.

(31) 第IV章参照。

しパルチザンにとって価値があり，利用される可能性のあるものは撤退に際し破壊することが撤退政策の一つの柱であった。もう一つの柱が労働力政策であり，次の二点が命じられた。第一は，東部占領地域での土木作業用に，15歳から65歳の全ての男性を連行し，それまで土木作業に配置されていた戦時捕虜を別の目的に利用すること，具体的には，空軍の労働力需要を充足するために，戦時捕虜を空軍に引き渡すことであった。第二は，この条件に該当しない住民を連行し，後に労働力として利用すること，そして住民がいなくなった村落を破壊することであった(32)。要するに，撤退時の基本方針は，破壊と疎開との二点から構成されることになった。

しかしながら，撤退時の破壊と疎開には，軍事的戦略・戦術上の必要性と経済的利害とが絡んでいた。撤退政策の確定にもかかわらず，1943年2月には，軍事的観点・経済的観点のどちらを優先するかが問題とされていた。この問題を解決するために，国防軍最高司令部の国防経済局長の Georg Thomas の下で担当者会議が開かれた。その席上，東部経済参謀部長 Stapf は，撤退では軍事的要件を経済的利害に対し優先するよう要求した。それに対し，国防経済局の Hünermann は，経済的利害を配慮して，軍事的要件を実施すべきだと主張した。Thomas がまとめているように，「有力な二つの観点は互いに結びつけるのはけっして容易なことではない。」というのは，「一方では最後の瞬間まで労働しなければならないが，他方では時機をのがさず撤退の準備をしなければならない」からであった(33)。

1943年2月21日に東部経済参謀部が出した「注意書き」では，この両観点の結合がより具体的に提示されている。それによれば，撤退時の課題は，疎開・麻痺・破壊から構成されるが，そのための措置は，「ドイツ戦争経済のために経済財と労働力をできるだけ維持するという観点，また生産設備とその生産物の麻痺・破壊ならびに労働力の本国送還によって敵の戦闘力を弱体化させるという観点」からとられるものとされた。この「注意書き」では，労働力については麻痺・破壊の項目では触れられず，疎開の項目においてのみ触れられている。つまり，ドイツ戦争経済上の利点という経済的観点と，ソ連軍の戦闘力を弱体化させるという軍事的観点とが，労働者をライヒへ移送するということで結びつけられることになったのである。具体的には，「全ての専門労働者と18歳から50歳の年齢の女性労働者をできるだけ早期にまとめて本国に移送すること」，その際，ライヒへの移送は(1)金属専門労働者，特殊労働者，(2)それ以外の専門労働者，(3)農業労働力，(4)その他の労働力の順におこなうことが決められた(34)。

このように，1943年になると，ライヒへの労働力調達に重点がおかれるにともない，撤退政策のなかでもライヒへの労働力調達が優位を占めるようになった。こうした変化は，ライヒでの労働力

注 (32) Befehl Hitlers vom 14.2.1943, ("Führerbefehl Nr. 4"), Dok. 157, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 390.

(33) Vermerk des Wehrwirtschaftsamtes im OKW vom 19.2.1943, Dok. 158, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 391.

(34) Merkblatt des Wi Stab Ost über Räumungs-, Lähmungs-, und Zerstörungsaufgaben von Wi-Dienststellen vom 21.2.1943, Anlage 75 zu Kriegswirtschaft im Operationsgebiet des Ostens in den Jahren 1941-1943 von Hans Nagel, in: *Wirtschaftspolitik*, S. 553ff.

不足状況に対していかに対応するかという問題に端を発していた。しかし他方では，包括的な防備施設の建設など東部占領地域の作戦地域内部で，労働力需要が急速に高まった。ライヒへの労働力調達と東部占領地域での労働力需要との対立は，依然として存在していたのであり，この対立の解消は1943年夏にもなお緊急の課題であった。

そのため，東部占領地域での労働配置計画が必要となり，南方経済監督局長 Nagel によれば，1943年5月時点での労働力需要が作成された。それによれば，全体で853,731名の労働力が必要とされた。しかし，戦況はドイツにとってさらに悪化した。1943年7月には，ドイツ軍はまたしても後退を余儀なくされ，作戦地域内部での労働配置ならびにライヒへの労働力移送は「ほとんど完全に不可能」となった。そのため，以下の三つが最重要課題とされた。(35)

(1) 撤退によって生じた労働力の救済

(2) 陣地構築のための労働力の徴集

(3) ライヒへの労働力調達

このように，1943年春以降，労働力需要面においては，優先順位がつけられ，ライヒの戦争経済のための労働力調達が第一位に，東部占領地域での陣地構築などの直接の軍事目的，さらに当地域での生産の維持のための労働力需要が第二位におかれたが，両者とも目的達成にはいたらず，それゆえ，緊急に充足されねばならなくなった。一方，労働力供給面においては，三つの方向で，東部占領地域における労働力調達をおこなうことが基調となった。すなわち，第一には，徴集に際して，先の労働力需要充足のために，男女を問わず住民を労働力として確保することであり，第二は，パルチザン戦で捕虜になった者を皆殺しにするのではなく，強制労働者としてライヒに連行するということであり，第三に，ソ連側の攻勢で，ある地域から撤退を強いられると，その地域住民をできるだけ多く労働力調達することであった。

VI 1943年の労働力徴集の実態

労働力調達の実態を明確にするために，まず統計的に明らかになっている点を示しておこう。東部占領地域の作戦地域では，1943年7月時点で，3つの経済監督局に計6,391,861名が就業していた。さらに，1943年6月16日から10月15日までに，441,884名が労働義務者・戦時捕虜として新たに就業させられた。(36) 1943年7月時点での作戦地域での就業者の地区別分布は，表7の通りである。そのうちの4分の3は農業に従事していた。(37)

それに対しライヒへは，1943年12月末までに，東部占領地域の作戦地域から計1,013,734名のソ

注 (35) *Wirtschaftspolitik*, S. 303.
(36) *Wirtschaftspolitik*, S. 302f.
(37) *Wirtschaftspolitik*, S. 304.

表7　作戦地域での就業者数（1943年7月現在）

南方経済監督局	3,236,105名
中央経済監督局	2,556,100名
北方経済監督局	599,656名
計	6,391,861名

（出典：*Wirtschaftspolitik*, S. 304.）

連市民労働者が移送された。表5が示すように，そのうち，約4分の3は南方経済監督局管轄区域からであった。しかし，1942年末から1943年初頭にかけて，東部占領地域の作戦地域からライヒへ連行されたソ連市民労働者数は激減した。その後増加したとはいえ，1943年夏には，前年2月の比較的低水準のまま停滞した（表5）。それでもなお，1943年の一年間に，計211,977名のソ連市民労働者が東部占領地域の作戦地域からライヒへ移送されていた。そのうち，55%は南方経済監督局，43%は中央経済監督局管轄区域から移送されており，相対的に中央経済監督局管轄区域の比重が高くなっている。

Sauckel が要求した労働者数を考えれば，この21万名強のソ連市民労働者のライヒへの移送は，明らかに不充分なものであった。たとえば，1943年7月13日の東部占領地域担当省での協議で，Sauckel は，工業のために70万名のソ連市民労働者，さらに農業に15万名のソ連市民労働者を要求していたからである。さらに，東部占領地域から30万名の戦時捕虜を炭鉱部門に要求していた(38)。しかしそれでも，21万名以上の労働者がライヒへ移送されたという事実は，東部占領地域での労働力調達が失敗したとはいえないことを示すものである。

そこで，以下では，労働力調達の実態を明らかにすることにしよう。まず本章では，労働力徴集活動，そして次章で，撤退時の住民疎開による労働力調達を扱うことにする。

まず労働力徴集であるが，1943年4月22日の中央計画委員会で報告されたところによると，ポーランド総督府ならびにドイツ周辺地域では，「徴集の対象になった人々が非常に激しく抵抗したため」，労働力徴集は困難な状況に陥っていた。年齢別の労働力徴集に移行したとはいえ，たとえ住民が「届出には来ても，ひとたび移送問題が差し迫るともはや現われなくなり，その結果，労働者連行は多かれ少なかれ警察問題になった(39)」。

ここで確認できることは，徴集対象となった住民が抵抗したということであり，また，警察力が行使されたということである。こうした事態は，1943年夏になるとさらに悪化した。たとえば，オストラント・ライヒ全権委員府内の白ロシア上級管区では，ライヒへの労働力調達は当地に「破局的な影響」をおよぼした。1943年6月のミンスクの総司令官の秘密報告によれば，まさに「人狩り」がおこなわれていた。「それゆえ住民は今日，かつてのシベリア流刑を思いおこし，……大き

注（38）Record of the Conference of 13 July 1943 in the East Ministry, NO-1831, in: *Trials of War Criminals*, vol. 13, S. 1016ff.; Czollek, S. 172f.

（39）36. Besprechung der Zentralen Planung am 22.4.1943, Dok. 124-R, *IMG*, Bd. 38, S. 341.

な抵抗を示している。[40]」ウクライナ・ライヒ全権委員府内のジトミール上級管区でも，労働力調達は「まぎれもない強制徴集」であった。1923年から1925年生まれ，つまり18歳から20歳の住民の徴集では不充分であることが判明し，労働配置総監によって1922年生まれまで徴集の対象が拡大された。この拡大は，労働力の限界が「間もなく訪ずれるであろう」くらいのものであった。[41]

ところで，年齢別労働力調達は具体的にはどのようにおこなわれていたのだろうか。Aumannというドイツ人少尉は，1926年生まれの，つまり17歳のウクライナ人少年たちが1943年8月21日にシャローウカ駅からドイツ・ライヒへ移送される模様を報告している。彼の報告によれば，それはあたかも「捕虜の移送」の様相を呈していた。この移送は，SSや軍部ではなく，文民行政官によっておこなわれていた。「到着した人々の群れはグループに分けられ，待機している車両に隊ごとに押し込まれ，しかもその中では殴られる者も続出した。」「すこしノロノロと歩いていたウクライナ人は背後からつかまれ，足蹴にされた。」「藁を積んだ約30台の車が駅構内に待機していたが，藁を列車にもちこむことは」ウクライナ人には許されなかった。したがって彼らは「ライヒまで約6日から8日の旅程を藁もなく過ごさねばならなかった。」午後4時45分にはウクライナ人の乗車は終了したが，列車は夜11時になってやっと動き始めた。「だれひとりとして，用をたすために車両を出ることが許されなかった。したがってウクライナ人は車両の中で用をたすことを強いられ，そのまま夜も床で寝なければならなかった。私は，ドイツ人というドイツ人への敵意が沸点にまで達し，パルチザンがここで優勢に立っても驚くことはできないと考えざるをえない。[42]」

中央経済監督局管轄区域では，1943年8月に24,013名の市民労働者がライヒに連行された（表5）。この数は，1942年7月に記録した最高値に達するほどのものであった。東部経済参謀部の報告によれば，それは，1925年／26年生まれの徴集が成功したからであった。しかし，すでに述べたように，東部占領地域での労働力調達は，作戦地域での労働配置とライヒへの労働力徴集とを目的としていたため，その中に両者の対立を孕んでいた。それゆえ，こうした労働力徴集は常に限界を強いられるものであった。「撤退地域から連行された住民のうち，ある者はひとまとめに陣地構築に配置投入され，またある者はライヒ全権委員府に転送されたため，これまで，ライヒへの移送数はそれほどの人数は確保されなかった。[43]」

東部占領地域担当大臣 Rosenberg の代理 Meyer が，1943年9月2日に報告したところによれば，パルチザンの反撃が強くまた逃亡者が絶えないため，ドイツに連行する予定人数を調達することができないばかりか，北方軍集団用に生産するリトアニアの企業も労働力の喪失をこうむり，一

注 (40) Geheimbericht aus dem Büro des Generalkommandanten in Minsk an Ministerialdirektor Riecke vom 28.6.1943, Dok, 3000-PS, *IMG*, Bd. 31, S. 466.

(41) Geheimer Bericht des Generalkommissars Leyser vom 30.6.1943 über seine mündliche Besprechung mit Resenberg vom 17.6.1943, Dok. 265-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 320f.

(42) Meldung des Leutnants Adolf Aumann an den Stab der Eisenbahnbau-Abteilung 513 vom 27.8.1943, Dok. 198, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 463f.

(43) Bericht des Wirtschaftsstabes Ost für August 1943, Dok. 199, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 467.

部では操業停止に追い込まれた。Meyer は SS による警察力の強化を要請している。(44)

ライヒへの労働力調達は，労働力需要との関係では成功したとはいえない。問題は，労働義務の対象となった労働者の数との比較であろう。ウクライナ・ライヒ全権委員府内のキエフ上級管区では，1943年7月9日の時点で，労働義務者の数は224,312名であったが，そのうちのわずか5万名がライヒに連行されたにすぎない。8万名以上が逃亡し，残りは経済上・社会上・健康上の理由で連行できなかった。つまり，労働力徴集は主として住民の抵抗によって麻痺させられたのである。(45)

東部占領地域におけるこうした抵抗に対する対抗策は，強制措置以外のなにものでもなかった。

1943年10月29日付のウクライナ・ライヒ全権委員の秘密報告によれば，ウクライナの住民が労働力調達の要求を拒否すれば，当局は「家屋を放火し，親族を人質として逮捕して強制労働収容所(Zwangsarbeitslager) に収容する」ことが可能であった。これは，1942年9月21日のヴォリーニエン・ポドーリエンの上級管区長の布告によるもので，命令ではなく「方針」という形であった。しかし，いつこの強制的方策を適用するかについては，上級管区長が独自に判断することを認められていた。(46) 1942年5月5日から1944年12月28日まで，ウクライナ内のジトミール上級管区に属すヴァシーリコフ管区委員であった Raab によれば，実際に人質にとったり，「何人かの拒否者の家を焼き払った」。Raab は，こうした強制的措置は彼個人が独自におこなったことではなく，それ以外の調達方法がうまく機能しない場合に，強制手段として認められた方策であった，と主張している。(47)

このように，1943年には，労働力調達のための強制措置は日常化したといえよう。(48)

しかし政策レヴェルでは，パルチザン掃討作戦においても，ライヒへの労働動員を優先するという形での政策変更がなされていた。そこでパルチザン掃討作戦の実態をみることによって，労働力調達政策の実態を明らかにしよう。1943年2月初から4月中旬にかけて，ラトヴィアの白ロシアとの境界付近で展開されたパルチザン掃討作戦＝「冬の魅惑」作戦 ("Winterzauber") には，約4,000名が参加した。SS の指導の下に展開されたこの作戦では，実質的には「16歳から50歳の居残っている男性住民のほとんど全部」をパルチザンかもしれないという疑いをもつ者とみなし，彼らを「即刻射殺」した。その後 SS 保安部が，その他疑わしき者を全員射殺した。「行進できないほどの高齢者と障害者は射殺された。残ったのは圧倒的に女性と子供であったが，彼らは，いわゆる第二の連行のために行進についた。途中，行進が困難となった者は射殺された。」人々は集結収容所からさらに収容所に連行され，そこで女性は子供と離され，労働のためにドイツに送られた。「幼児から16歳までの子供たちは，ラトヴィア住民に割り振られた。」こうした残忍な行為によって，パ

注 (44) Teletype from Meyer to Defendant Berger, 2 September 1943, NO-3099, in: *Trials of War Criminals,* vol. 13, S. 1031f.

(45) R-D. Müller: "Rekrutierung", S. 244; vgl. *Wirtschaftspolitik,* S. 323.

(46) Geheimer Bericht des Reichskommissars für die Ukraine an das Ostministerium vom 29.10. 1943, Dok. 290-PS, *IMG,* Bd. 25, S. 330f.

(47) Geheimes Schreiben des Nachwuchs-Führers Raab an den Ostminister vom 7.6.1944, Dok. 254-PS, *IMG,* Bd. 25, S. 313ff.

(48) Herbert, S. 256f; R.-D. Müller: "Rekrutierung", S. 244.

ルチザンの抵抗はますます強くなり，「ラトヴィアの国境をパルチザンから守るという作戦行動の目的は失敗に終わった。」(49)

このように，政策レヴェルではライヒへの労働力調達に優位が与えられたにもかかわらず，実際のパルチザン掃討作戦においては，実質的に無差別射殺がおこなわれていた。こうした政策と実態のズレは他の例でも確認できる。1943年6月22日から7月3日にかけて白ロシア地域で展開された「コットブス」作戦（"Cottbus"）には，SSを中心に軍部も参加した。この作戦で，4,500名のパルチザンが射殺されたが，捕獲された銃の数はわずか492丁にしかすぎなかった。また，射殺されたパルチザンのなかには，「非常に多くの農民」がおり，住民の無差別射殺という形で作戦は展開された。上記のパルチザン以外に，パルチザンの疑いありとして射殺された者の数が5,000名にものぼり，さらに，この5,000名のなかには「数多くの女性と子供」がいた。また，このパルチザン掃討作戦では，先述の作戦同様，労働力の確保には重点がおかれていなかった。射殺された数と比較すると，徴集された労働者の数はあまりにも少なかった。徴集された労働者の数は男性2,062名，女性450名にすぎなかったのである。(50)

パルチザン掃討作戦でこうした事態が生じたため，前章で述べたように，1943年夏に再度，パルチザン掃討作戦でもライヒへの労働動員を優先する措置が講じられたのであるが，しかしそれでも，実態としてはこうした残忍なやり方が支配的であった。そのもっとも大きな原因は，次章で述べるように，ドイツ軍が本格的に撤退局面に入ったことにあるが，それに加えて，SSのHimmlerが，東部占領地域での労働力調達政策の変更にもかかわらず，依然として残忍な強制的なやり方に固執していたからでもある。

こうした残忍なやり方は，SSのHimmlerの基本方針とするところであった。1943年初頭以降，ライヒで労働配置されているソ連労働者の労働・生活諸条件は改善されていったのに対し，(51) Himmlerは，改善への政策転換の中心的人物であったGoebbelsやRosenbergを意識して，1943年10月4日のポーゼンでのSS分隊長大会で，東部占領地域での労働力調達の基本方針を次のように表現している。「他民族が安穏に暮らすか，それとも餓死するかどうかは，彼らを我々の文化のための奴隷として利用できるかという観点でのみ私の関心をひく。その他のことには全く関心はない。対戦車ごうの建設において1万名のソ連の女どもが衰弱で倒れるかどうかは，ドイツのために対戦車ごうが完成するかぎりでのみ私は関心をもつ。」「もしだれかが私の所へ来て，『私は子供や女性を使っては対戦車ごうを建設できない。それによって彼らは死んでしまうので非人間的である』と言えば，私は次のように言わなければならない。『君は君自身の血へやいばを向けるのか。けだし，対戦車ごうが作られなければ，ドイツの兵士が死ぬ。彼らはドイツの母の息子たちだ。我々の血な

注 (49) Bericht o. D. (Abschrift des Berichts ist vom RMfdbO an das RKO am 13. 7. 1943 übersandt), Dok. 173, in: *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 417ff.

(50) Bericht von Wilhelm Kube an Alfred Rosenberg vom 5. 7. 1943, Dok. 135-R, *IMG*, Bd. 38, S. 373ff.

(51) 矢野「ソ連人労働者政策の転換」参照。

のだ』と。」このように，Himmler にとっては外国人，とりわけソ連人に対する立場は明白であった。ドイツの血を守ること以外のすべては「石けんの泡であり，……戦争の早期勝利に対する妨げである。」(52)

こうした観点からすれば，「もっともささいな事に対し我々が厳しい措置をとれば，彼ら〔ライヒでの外国人……矢野〕はすべて危険ではない」ということになる。すなわち，「今日10名のポーランド人を射殺することは，もしかすれば後に彼らに代わって数万名のポーランド人を射殺しなければならないことと比較すれば……ささいなことである。すべての小さな火はすぐに踏み消され，なくなる。さもなければ……政治的・心理的に民族において地域火災が生じうるだろう。」(53) Himmler にとって，東部占領地域ではその住民を労働動員のために威嚇射殺することは「ささいな事」にすぎず，労働の成果をあげれば，彼らが餓死状態になるかどうか，処遇が人間的であるかどうかはとるにたらない問題であったのである。(54)

ライヒでいかにしてソ連人労働者の労働能率向上を達成することができるかが議論されていた同じ時期に，東部占領地域ではこのような残忍かつ短絡的な思考にもとづく労働力調達が実施されていたのである。(続)

資料・文献リスト

Czollek, Roswitha: *Faschismus und Okkupation,* Berlin (O) 1974.

Dallin, Alexander: *Deutsche Herrschaft in Rußland 1941–1945,* Düsseldorf 1981 (1951[1]).

Demps, Laurenz: "Zahlen über den Einsatz ausländischer Zwangsarbeiter in Deutschland im Jahre 1943", in: *Zeitschrift für Geschichte,* 7, 1973.

Die deutsche Wirtschaftspolitik in den besetzten sowjetischen Gebieten 1941–1943. Der Abschlußbericht des Wirtschafsstabes Ost und Aufzeichnungen eines Angehörigen des Wirtschaftskommandos Kiew, hrsg. und eingeleitet von Rolf-Dieter Müller, Boppard 1991.

DZW: Deutschland im zweiten Weltkrieg, 5 Bde., Berlin (O) 1974–1985.

Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945,* Bd. II, Berlin 1985.

Europa unterm Hakenkreuz. Die faschistische Okkupationspolitik in den zeitweilig besetzten Gebieten der Sowjetunion (1941–1944), hrsg. von Norbert Müller, Berlin 1991.

Herbert, Ulrich (Hrsg.): *Europa und der 》Reichseinsatz《. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938–1945,* Essen 1991.

Herbert, Ulrich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des 》Ausländer-Einsatzes《 in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches,* Bonn 1985.

Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany,* Princeton 1967.

IMG: Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, 42 Bde., Nürnberg 1946–1949 (München/Zürich 1984).

注 (52) Rede Himmlers bei der SS-Gruppenführertagung in Posen am 4.10.1943, Dok. 1919-PS, *IMG,* Bd. 29, S. 123.

(53) Rede Himmlers bei der SS-Gruppenführertagung in Posen am 4.10.1943, Dok. 1919-PS, *IMG,* Bd. 29, S. 133.

(54) Herbert: *Fremdarbeiter,* S. 256 参照。

Milward, Alan S.: *The New Order and the French Economy,* Oxford 1970.

Müller, Rolf-Dieter: "Die Rekrutierung sowjetischer Zwangsarbeiter für die deutsche Kriegswirtschaft", in: *Europa und der 》Reichseinsatz《. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938–1945,* hrsg. v. Ulirch Herbert, Essen 1991.

Okkupation, Raub, Vernichtung. Dokumente zur Besatzungspolitik der faschistischen Wehrmacht auf sowjetischem Territorium 1941 bis 1944, hrsg. v. Norbert Müller, Berlin (0) 1980.

Phahlmann, Hans: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945,* Darmstadt 1968.

Streit, Christian: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941–1945,* Bonn 1991 (Neuausgabe).

Trials of War Criminals before the Nürnberg Military Tribunals, 15 Bde., Washington 1949-1954.

USSBS: United States Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on German Morale,* I, Washington 1947.

矢野　久　「外国人労働者の強制連行・強制労働――1941／42年を中心に――」矢野他著『1939――ドイツ第三帝国と第二次世界大戦――』同文舘　1989年所収。

矢野　久　「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換」(上)(下)『三田学会雑誌』84巻3号(1991年10月)，84巻4号(1992年1月)。

(経済学部助教授)